

東日本大震災支援全国ネットワーク
現地会議 in 福島

テーマ2 知る。～震災支援に役立つ、最新情報

赤い羽根

「災害ボランティア・

NPO活動サポート募金」について



社会福祉法人中央共同募金会
企画広報部 城 千聡

ボラサポが
変わります

ボラサポは

東日本大震災の被災地などで
活動するNPOのための助成金

支える人を支える募金

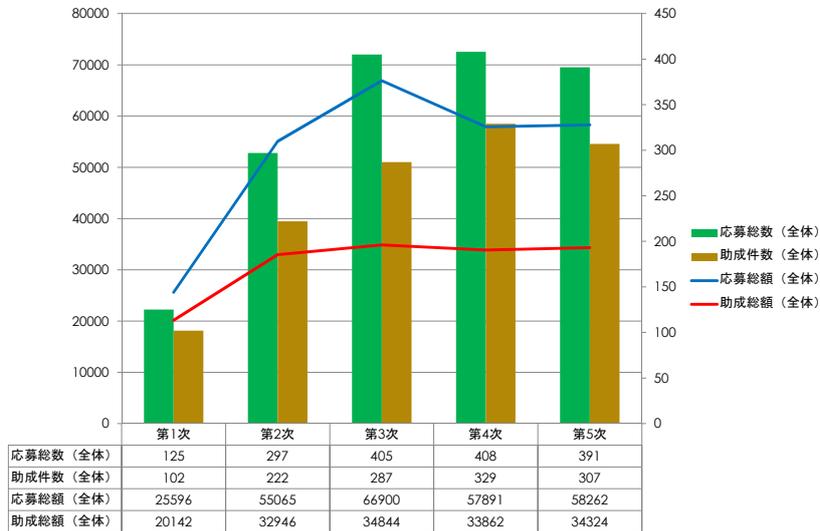


これまでに…

※第1次～第5次

- のべ1247団体
- 15億6118万円
を助成

全体状況 助成推移



©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

5

で、その

ボラサポが 変わります

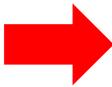
©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

6

変更点

①

2年間 延長します

 2015年3月まで

「まだまだ終わらない」

**みなさんの声に
お応えします**

変更点

②

**プログラムを
追加します**

これまで

①短期活動

②中長期活動

①短期活動

- 上限金額 50万円
- 活動日数 30日以内
- 活動終了後に応募
→活動終了時に送金

② 中長期活動

- 上限金額 300万円
- 活動日数 30日以上
- 助成決定後と活動終了時、2回の送金

活動団体の

声 ①

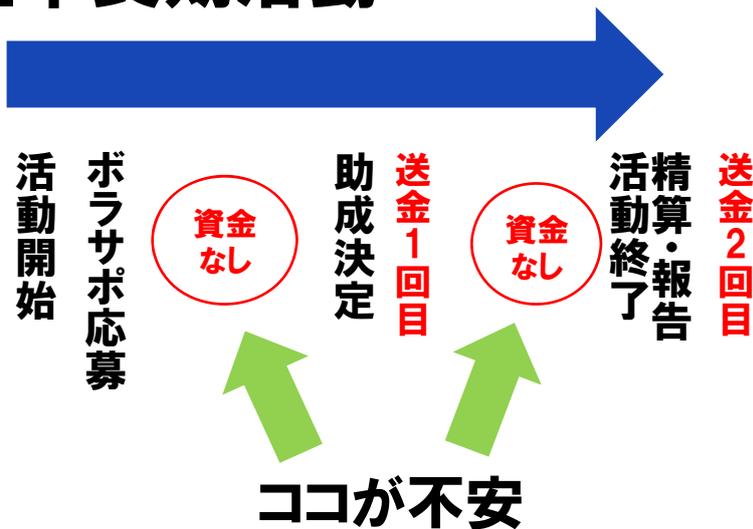


手持ち資金なく 活動続けるのは 不安・・・

©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

17

■中長期活動



©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

18

そこで

中長期活動で 100万円以内の 応募なら・・・

助成決定時に 一括で送金！



条件アリ→助成要項 P.7

■中長期活動(100万円以内)

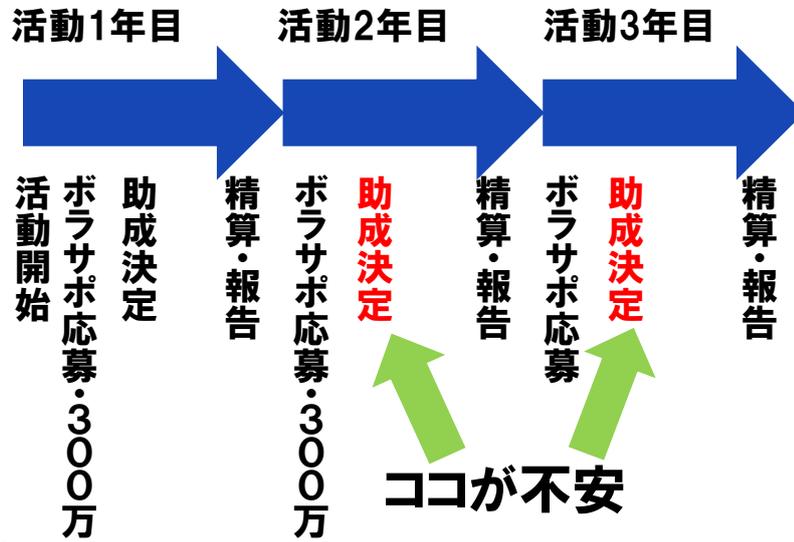


活動団体の 声②



長期の活動を行う
ために、資金の
見通しがほしい

■中長期活動



©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

25

そこで

©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

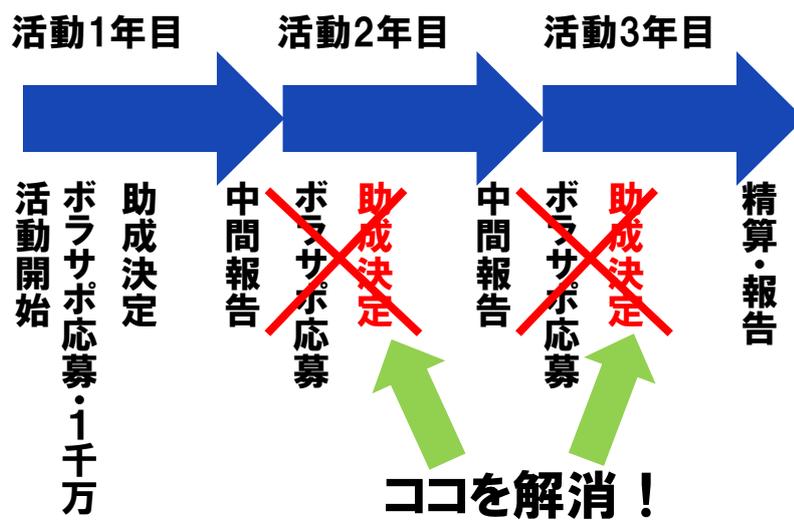
26

1000万円まで 応募可能に！



条件アリ→助成要項 P.6

■中長期活動



変更点

③

地元密着の 新たな助成 始めます

地元住民による 助けあい活動を サポート

1回10万円を 年に2回まで

福島・宮城・岩手で 今年4月開始！

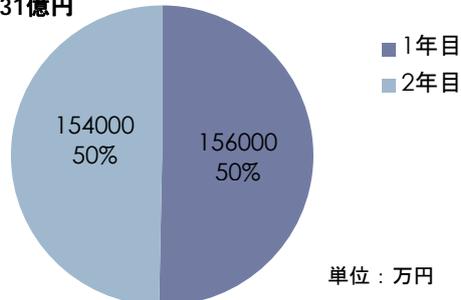


詳細→3月中旬以降に発表

ボラサポの状況①

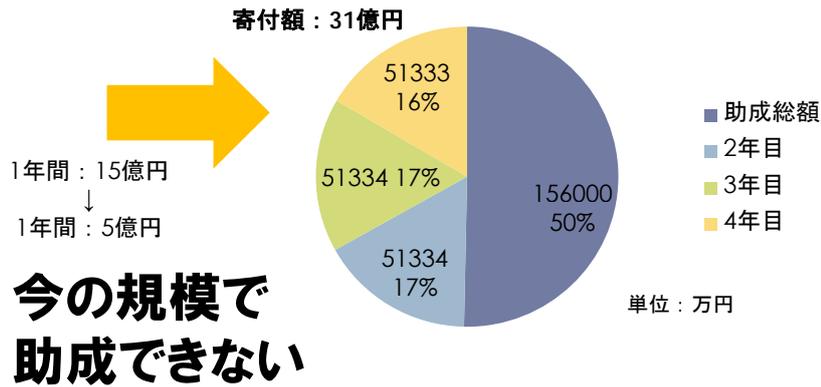
これまでの予定：2年間の場合

寄付額：31億円



ボラサポの状況②

今回の変更によって：4年間の場合



©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

35

**必要とされる活動を
サポートし続けること
ができるように…**

©社会福祉法人中央共同募金会, 2012

36

ボラサポへのご寄付、 ボラサポのご紹介を お願いします。

♪ホームページ: 情報イロイロ。
<http://www.akaihane.or.jp/er/p3.html>

♪Facebookページ: ほぼ毎日更新してマス。
<http://www.facebook.com/borasapo>



災害ボランティア・NPO活動



サポート募金

みなさんの気持ちを被災した方たちの元へ。
ボラサポはこれからも支える人を支えています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では多くの方がたが被災されました。そして、今なお多くの方が仮設住宅をはじめとして、避難生活を余儀なくされています。

被災された方々に謹んでお見舞いとお悔やみを申し上げます。

赤い羽根の中央共同募金会は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援を行うため、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を創設し、2011年5月から助成を行ってきました。当初予測していたように、被害が極めて甚大であった今回の大震災では、支援活動が広域化、長期化しています。また、発災当時とは現地のニーズも変わってきたため、「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」もそれに合わせる形でしくみを一部変更しました。まず、現地からの「さらに継続的な支援を」という声に答えるため、助成期間の延長を行います。また、被災した方たちが自ら立ち上がり始める活動も増えてきたことから、その方たち向けの助成のしくみを作りました。こうしたことを通じて、被災地で活動するボランティアグループ等を継続的に応援していきたいと考えています。

この助成事業は、募金を財源に行うものです。中央共同募金会は寄付者の方がたから託された貴重な財源とその思いを活動する団体につなぎ、団体の活動を柔軟に支援していくことを通じて被災された方々を支えていきたいと考え、財源の続く限りこの助成を続けていきます。

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業

応募要項(第6版)

【第7次以降応募用(2012年3月1日受付開始～)】

1. 名称

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成事業

2. 趣旨

この助成事業は、東日本大震災の被災地等で活動するボランティアグループ・NPOへの活動支援のための赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を財源として行います。

中央共同募金会では、この助成事業を通じて、被災した人々を支援するボランティアやNPO等と被災地の人々が協力しあい、さまざまな活動にともに取り組み、人々のつながりをはぐくみ、被災地域コミュニティの再興に向けた市民の力を高めることを願い、この趣旨を本要項ならびに助成金審査の際の方針としていきます。

3. 助成総額

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」への寄付額に応じて助成します。

※このサポート募金は、特定震災指定寄付金です。所得控除または所得税の税額控除の適用が受けられます。また、企業の場合は支払額の全額が損金算入されます。

4. 助成対象

(1) 対象団体

被災地をはじめ全国で、東日本大震災で被災された方がたへの救援・支援活動を現に行うボランティアグループ、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等であって、次の要件にあてはまる非営利団体

- ・ 救援・支援活動の実態があり第三者から活動の実態が裏付けられること。
- ・ 5名以上で構成されていること。
- ・ 助成を受けて行った事業について、中央共同募金会ホームページでの公表が可能なこと。

(2) 助成対象活動・プログラム

- ・ 東日本大震災で被災された方がたを支援するボランティア活動等全般。
- ・ 被災地における活動だけでなく、全国の被災者の避難先、原子力発電所事故に伴う住民の避難先における活動も対象とします。
- ・ いずれも2011（平成23）年3月11日以降の活動について対象とします。
- ・ すでに活動が終了した部分についても、さかのぼっての応募を可能とします。
- ・ 助成対象プログラムは以下のとおりとします。なお、内容分類は審査に影響するものではありませんので、活動内容に最も合うものを1つ選んでください。

《助成対象プログラム》

1. 短期（おおむね1か月未満）の活動：50万円以内
2. 中長期（1か月以上）の活動：300万円以内
※応募額が100万円以内であって、一定の条件を満たす団体については助成決定後、決定金額の全額の一括送金を可能とします。
※1回の応募額の上限は300万円ですが、一定の条件を満たす団体については1000万円までの応募を可能とします。
※それぞれの対象、条件は本要項のP6～7に定めます。

《参考》

◇地域の小規模団体への立ち上げ・運営助成

- ・ 地元住民による助けあい活動を支えるため、1回10万円（年2回まで）の助成を行います。
- ・ 中央共同募金会から都道府県共同募金会（当面は岩手・宮城・福島の3県）に審査事務を委託します。
- ・ この助成に関する応募要項は別紙に定めます。（4月頃公表予定です）

◇第7次から始める中長期の応募に関する以下の対応についてのねらい◇

①応募金額が100万円以内の場合：

ねらい：手持ち資金に余裕がない団体でも不安なく活動に着手できるよう、一定の条件を満たす団体については助成決定時に全額を送金できるようにしました。

②1年以上の長期の活動を行う場合：

ねらい：長期の活動を安定的に行うため資金の見通しが必要との声に応えるため、一定の条件を満たす団体については1回に1000万円まで応募できるようにしました。

《助成対象プログラムの内容分類》 ※それぞれの内容は「応募の手引き」に定めます。

①緊急救援活動への助成（緊急救援活動プログラム）

②生活支援活動への助成（生活支援活動プログラム）

③復興支援と新たなコミュニティづくりの活動への助成（復興支援・コミュニティ活動プログラム）

（3）助成対象費用

2011（平成23）年3月11日から2015（平成27）年3月31日までの、東日本大震災の被災者の救援ボランティア活動等にかかわる次の費用で、他の機関、団体等から助成を受けていない費用を対象に助成します。（他の助成を受けていても、経費の切り分けが適正に行われていれば応募は可能です）

①支援活動に要する費用

活動資材・消耗品費等購入費、電話等通信費、運搬移送費、印刷費、会議費、研修費、謝金、委託費等

②活動拠点設置費

事務所の設営費、携帯電話・印刷機等の備品のリース代、拠点において支援活動等をマネジメントする専門的な人材等への人件費・謝金・委託費等

※拠点における専門的な人材等の人件費等の助成にあたっては、団体、人材等についての要件をみることが必要です。また、助成対象となる人材について、活動日報を求めます。詳細は、「応募の手引き」をご覧ください。

③活動拠点を中心とする旅費

活動拠点を中心とする交通費、バスチャーター・レンタカー代金、ガソリン代、宿泊費等

④ボランティア保険料

地震特約付きボランティア保険の保険料 等

※詳しくは「応募の手引き」をご覧ください。

5. 選考・交付

（1）選考にあたって重視する点

- ①目標や問題意識が明確になっているか
- ②プロジェクトを実施するための手法が明確で適切か
- ③さまざまな人たちの参加と協力が得られているか
- ④被災地で暮らす人たちの潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか
- ⑤被災地での新しい社会的事業・活動へと発展する可能性があるか
- ⑥災害ボランティアセンター等現地の団体や現地に拠点を置く団体と連携や協働により活動が行われているか

（2）助成決定

- ①中央共同募金会が設置する配分委員会で決定します。
- ②配分委員会による決定後、助成の可否についての決定通知を送付します。減額理由、不採用の理由については決定通知に記載するものとし、それ以上の問合せにはお答えできません。

(3) 助成金の交付

- ①短期の活動は助成決定後に助成金の全額を送金します。
- ②中長期の活動は助成決定時と活動終了時の2回に分けて送金します。
- ③中長期の活動で応募額が100万円以内の場合、一定の条件を満たす団体については、助成決定後に決定金額の全額を一括送金します。

6. 助成金への応募

(1) 応募の際の留意点

- ・ 応募の際に留意する点については「応募の手引き」に詳しく記載してあります。必ず確認してからご応募ください。

(2) 提出書類

ア) 短期活動

1) 応募書 (必須)

- ・ 応募書の支出報告には1万円以上の支出となった領収書の写しを添付してください。

2) 団体資料 (任意・既存のものがあれば同送のこと)

- ①規約または会則、定款のいずれか
- ②団体のパンフレット

3) 活動記録 (任意・既存のものがあれば同送のこと)

- ①ニュースレター (または活動報告書)、②ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL (応募書に記載欄があります)

イ) 中長期活動

1) 応募書 (必須)

2) 団体資料 (必須)

- ①規約または会則、定款のいずれか (必須)、②団体としての年間の事業計画 (必須)、③団体としての今年度の予算書もしくは前年度の決算書 (いずれか必須)、

3) 団体資料 (任意・既存のものがあれば同送のこと)

- ①団体のパンフレット、②ニュースレター (または活動報告書)、③ホームページやブログなど活動の様子がわかるページのURL (応募書に記載欄があります)

4) 活動日報 (コーディネートにあたる人材の人件費の助成を希望する場合・必須)

- ・ これまでの活動についての人件費の助成を希望する場合、助成対象となる人材について、該当月の活動実績を記録した「活動日報」を応募時に提出してください。様式は中央共同募金会ホームページからダウンロードできます。押印が必要なため、必ず郵送してください。

7. 活動の報告等

- (1) 中長期活動の助成を受けた団体は、中央共同募金会に対し、本助成金を活用して実施した事業の終了後おおむね1か月以内に、収支報告、活動実績・助成金使途等の事業報告書 (写真等添付) を提出していただきます。(中央共同募金会のホームページから報告するか、様式をダウンロードして郵送してください)。

- (2) 次の事項については、それぞれ中央共同募金会ホームページで公表します。

なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。

- ①助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要、活動の成果等
- ②寄付者へのメッセージ
- ③活動中の写真もしくは団体メンバーの写真

- ④助成を受けた活動の内容や財務の状況（50万円を超える助成を受けた団体、活動拠点における専門的人材の人件費等の助成を受けた団体）

(3) 助成決定事業に関して、実施中の活動や事業の案内（チラシ等）について適宜情報提供していただく場合があります。

8. 応募の受付時期と決定時期

当面のスケジュールは次のとおりです。第11次以降の予定は、中央共同募金会ホームページ等でお知らせします。

	応募受付開始	応募締切	助成決定時期
第7次	2012（平成24）年3月1日（木）	2012（平成24）年3月30日（金）	6月中旬（予定）
第8次	2012（平成24）年6月1日（金）	2012（平成24）年6月29日（金）	9月中旬（予定）
第9次	2012（平成24）年9月1日（土）	2012（平成24）年9月28日（金）	12月中旬（予定）
第10次	2012（平成24）年12月10日（月）	2013年（平成25年）1月10日（木）	3月下旬（予定）

※現地の状況等の変化に合わせ、応募要項ならびに応募書は柔軟に変更していきます。応募前には最新の応募要項・応募書を確認するようご注意ください。

9. 応募方法

- (1) 中央共同募金会のホームページにある、ボラサポ用の応募フォームから入力してください。入力いただけない場合のみ、以下の方法での応募を認めます。
- (2) 「応募書」に必要事項を記載し関係資料（応募書の案内に沿い、全て揃っているか必ずチェックしてください）を同封し、下記送付先まで送付してください。
- (3) 応募書ならびに必須提出書類は、郵送で必ずお送りください。あわせて、応募書等必要書類のデータがあればメールでお送りください。ただし、メールのみでの受付はいたしません。

10. 照会先・送付先

(1) 社会福祉法人 中央共同募金会企画広報部(ボラサポ担当)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電話 03-3581-3846（代） FAX 03-3581-5755

E-mail support@c.akaihane.or.jp

URL <http://akaihane.or.jp>

Facebook ページ <http://www.facebook.com/borasapo>

(2) 最寄りの都道府県共同募金会

都道府県共同募金会連絡先：<http://akaihane.or.jp/about/prefecture/index.html>

助成対象プログラム 条件一覧表

プログラムごとの応募条件は以下のとおりとします。よくご確認のうえ、ご応募ください。

プログラム	上限金額(万)	活動日数	応募時期	必須資料	事業報告	HP公開	送金	条件	
短期	50	30日以内 ※1	活動終了後 ※2	×	×	○ ※4	助成決定した全額を一括送金	<ul style="list-style-type: none"> ・1回の応募期間（第〇次）で応募総額は上限50万円とする。 ・同一事業・別事業ともに1団体が1回の応募期間で複数の応募をすることは不可とする。 ・1回の応募期間に同一の事業で短期と中長期の両方に応募がある場合にはいずれか片方のみの審査とする。 	
中長期	300	30日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中※5 ・終了後いずれも可 	○	○	○	助成決定時と活動終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者があり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。 ・1団体あたりの助成上限額は原則として300万円とする。 ※6 	
	ただし、以下の場合においては次のような応募・送金が可能です。								
	100	30日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中※5 ・終了後いずれも可 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・助成決定した全額を一括送金（一定の条件を満たす団体 ※7） ・助成決定時と活動終了時※8 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者があり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。 	
1000	1年以上3年未満	○		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2年未満：2～3回に分けて送金 ・2年以上：1年ごとに中間報告と精算。継続助成が認められれば翌年分を送金 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者があり、規約、事業計画、予算・決算等が整備され、規約等で団体の意思決定のしくみが明確になっていること。 ・中長期で1度は3か月以上の活動の助成が決定していること。また、その事業の活動報告が済んでいること。 ・被災地および避難先の住民を中心に構成されている団体であること。 ・物資や備品の購入が主たる目的の活動でないこと。 ・1年以上の活動の場合、1年間の上限送金金額は500万円とする。 		

- ※1：活動期間が1か月を超える事業でも、活動日数が30日に満たない場合は短期の活動でご応募ください。また、活動日数が30日を超える場合でも、すでに終了しており応募額が50万円未満の場合は短期の活動としてご応募ください。
- ※2：活動が終了しており、応募時に領収書（1万円以上）の提出が可能である活動が対象です。今後の活動を「短期」として応募することはできません。
- ※3：応募書が活動報告を兼ねる形となります。ただし写真や寄付者へのメッセージなど、追加で報告いただくものがあります。
- ※4：ホームページ公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。
- ※5：ただし、応募時に活動が始まっていなくても、助成決定時に活動が開始されている予定であれば応募を可とします。
- ※6：ただし、次のような事例については、300万円の上限にかかわらず、応募を可能とします。
- ア) 同じ時期に別の地域に拠点を設けて事業を行う場合
 - イ) 同じ時期に同じ拠点で全く異なる事業を行う場合
 - ウ) 本助成金による1つの事業を終えた後または助成対象に指定した期間が終了した後、また別の事業を行う場合
 - エ) 本助成金による1つの事業を終えた後または助成対象に指定した期間が終了した後、現地のニーズに応じてその事業を継続する場合
 - オ) 1年以上3年未満の活動で1000万円を上限として応募する場合

これらア)～エ)に該当する内容で応募を検討する際には、審査事務局の中央共同募金会ボラサポ担当への事前電話相談を必須とすることとします。

エ)については、①応募活動の活動報告を提出、②精算についてボラサポ事務局の確認が終了、という2点が済んでいる場合に限り応募を可とします。

オ)については、表の中の条件に当てはまる場合に限り応募を可とします。

配分委員会では、助成総額に限度があることを踏まえつつ、被災地のニーズ、事業の実施可能性等について、案件ごとに慎重に審査を行います。

- ※7：これまで本助成またはそれに準ずるこの震災に関する民間の助成金を受けて活動した団体（当該活動の報告が完了していること）、もしくは過去3年以内に共同募金会の助成を受けたことがあり、そのことが応募書から明らかな団体とします。
- ※8：活動内容や期間によって事業実施途中で一部送金できるものとしませんが、その際の資金送付額および回数は中央共同募金会が決定します。
- ※9：中間報告を必須とします。この報告時に「活動の実態なし」また「応募目的を逸脱した著しい違い」などがあった場合には、事業途中で助成の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。また、コーディネーターの「活動日報」の毎月の提出がなかった場合も同様です。